



# 鳥取県公報

令和6年4月19日（金）  
第9589号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（265）（孤独・孤立対策課）・・・2 鳥取県営住宅の家賃及び駐車場使用料の徴収事務の委託（266）（住宅政策課）・・・2 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（267）（〃）・・・2 土地改良区の定款の変更の認可（268）（農地・水保全課）・・・3 土地改良法による換地計画の決定（269）（〃）・・・3 基本測量の終了（3件）（270～272）（県土総務課）・・・3 公共測量の実施（273）（〃）・・・4 鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金（274）（港湾課）・・・4 土地改良区の役員の就任（275）（中部総合事務所農林局）・・・4 開発行為に関する工事の完了（2件）（276・277）（西部総合事務所環境建築局）・・・5 土地改良区の役員の就退任（278）（西部総合事務所農林局）・・・5 手数料の収納事務の委託（279）（会計指導課）・・・5 県税の収納事務の委託（280）（〃）・・・6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（26）・・・6
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・6 警備業法に基づく検定の実施（2件）（〃）・・・8

# 告 示

## 鳥取県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第91条の規定による改正前の生活保護法第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護療養型医療施設、居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	令和6年3月31日

### 2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
南部町	西伯郡南部町法勝寺377-1	南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	短期入所療養介護	令和6年3月31日

### 3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
南部町	西伯郡南部町法勝寺377-1	南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	介護予防短期入所療養介護	令和6年3月31日

## 鳥取県告示第266号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営住宅の家賃及び駐車場使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県住宅供給公社	鳥取市田園町四丁目207	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 鳥取県告示第267号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

## 2 変更する旨の届出があった事項

福岡事務所の所在地

変更前 福岡県福岡市博多区御供所町1-1

変更後 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目7-22

## 3 変更年月日

令和6年4月15日

**鳥取県告示第268号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を令和6年4月5日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第269号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る印賀地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和6年4月19日から同年5月9日まで

## 3 縦覧に供する場所

日南町役場

## 4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

**鳥取県告示第270号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）

## 2 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町

## 3 終了年月日 令和6年3月31日

**鳥取県告示第271号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和6年3月31日

**鳥取県告示第272号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町
- 3 終了年月日 令和6年3月31日

**鳥取県告示第273号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（UAVレーザー測量）
- 2 作業期間 令和6年4月15日から同年11月18日まで
- 3 作業地域 日野郡江府町大字俣野

**鳥取県告示第274号**

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 利用料金

区 分	単 位	金 額
会議室	30分につき	500円

備考 利用時間が30分未満であるとき、又は利用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算するものとする。

- 2 承認年月日等
  - (1) 承認年月日 令和6年4月1日
  - (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

**鳥取県告示第275号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

就任した役員の氏名及び住所  
理 事 木 村 鈴 子 東伯郡琴浦町大字松谷373-3  
令和6年4月1日就任 任期1年

**鳥取県告示第276号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和6年2月28日 鳥取県指令第202300298159号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市財ノ木町字上戎通
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
埼玉県狭山市稲荷山二丁目10-2  
道井 信太朗

**鳥取県告示第277号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和6年2月19日 鳥取県指令第202300288655号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市外江町字千本小松
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市湖山町南二丁目829  
青木 和幸

**鳥取県告示第278号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

監 事 田 中 稔 西伯郡伯耆町吉定839  
〃 伊 達 孝 志 米子市尾高1168  
〃 仲 田 主 西伯郡伯耆町須村835  
令和6年4月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 田 中 稔 西伯郡伯耆町吉定839  
〃 伊 達 孝 志 米子市尾高1168  
〃 仲 田 主 西伯郡伯耆町須村835  
令和6年5月1日就任 任期4年

**鳥取県告示第279号**

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の

例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社戸信  
倉吉食品衛生協会  
米子食品衛生協会

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

---

**鳥取県告示第280号**

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社戸信  
倉吉食品衛生協会  
米子食品衛生協会

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

---

## **選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第26号**

令和6年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年4月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

1 日時 令和6年4月23日（火） 午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

- (1) 令和6年度公職選挙法等現行選挙制度の改正に関する要望について
- (2) その他

---

## **公 告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和6年4月19日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している

もの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年5月6日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	5人
令和6年5月13日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和6年5月27日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
令和6年5月19日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	〃	〃	6人

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年5月14日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和6年5月21日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年5月28日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年5月28日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年4月19日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

## 1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1級

## 2 実施日時

### (1) 学科試験

令和6年7月26日（金）午前9時30分から午前11時まで

### (2) 実技試験

令和6年8月24日（土）午前9時から午後5時まで

## 3 実施場所

### (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室

### (2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部

## 4 受検定員

5名

## 5 検定の内容

### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間  
令和6年6月17日(月)から同月21日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署  
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面  
(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面  
(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉  
(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面  
(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法  
(1) 検定手数料 14,000円  
(2) 納付方法  
(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。
- 11 その他  
(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。  
(2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。  
(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年國家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年4月19日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時  
(1) 学科試験  
令和6年7月26日(金)午前9時30分から午前11時まで  
(2) 実技試験  
令和6年8月25日(日)午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所  
(1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室  
(2) 実技試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部
- 4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和6年6月17日（月）から同月21日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。